解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により平成二十三年六月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

宮崎県都城市上川東一丁目一六号四番地

エスポワール都城二〇三号

有限会社総合インテリア名古屋

清算人　髙石　逸郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号

社団法人東北経済倶楽部

代表清算人　水戸　一志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月二十五日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

福島県西白河郡西郷村大字真船字村火六番地一

特例民法法人全国青少年教育施設協議会

代表清算人　佐藤　修

代表清算人　澁谷　建治

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年六月九日に解散し、清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第七十六条において準用する民法第七十九条第一項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

栃木県宇都宮市白沢町四九九番地五

清算法人下ケ橋河原土地改良区

代表清算人　手塚　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

埼玉県川口市大字芝三一六二番地

特定非営利活動法人ライフサポート陽だまり

清算人　松本　祐三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

千葉県船橋市葛飾町二丁目三八七番地一

医療法人社団健幸会

清算人　宇賀　正護

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月十八日文部科学大臣の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

東京都中央区勝どき二丁目一八番一号

財団法人大日本教育映画協会

代表清算人　北原　信夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

東京都多摩市鶴牧一丁目二三番地多摩ニュータウンタイムズ社内

特定非営利活動法人多摩ニュータウン再生機構

清算人　髙田　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

静岡県掛川市中方一七番地　中方報徳社

清算人　後藤　進

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が無い時は清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

奈良県五條市御山町六六七番地

財団法人御山区自治会

代表清算人　坂本　佳伸

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年七月二十九日開催の職員総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

徳島県小松島市小松島町字新港二九番地

小松島交通労働組合

代表清算人　谷口　智映

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

北九州市小倉北区三萩野二丁目四番三一―四〇四号

特定非営利活動法人北九州市住宅リフォーム促進協議会

清算人　藤本　新二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

東京都新宿区市谷本村町三番二一号

特定非営利活動法人金融ビジネス技能検定協会

清算人　岩田　秀正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

兵庫県養父市大屋町由良四一四番地

特定非営利活動法人大屋ひかるの家

清算人　安田　直人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

島根県鹿足郡津和野町須川六一五番地

宗教法人誓覚寺

清算人　齋藤　断城

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

島根県出雲市国富町五四九番地

財団法人たぶし教育文化振興会

代表清算人　曽田　勇

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年四月六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山四六〇番地

農事組合法人呉我山果樹生産組合

清算人　平安山　清